

野田市水道事業入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領

平成 13 年 6 月 6 日制定

平成 16 年 11 月 10 日改正

平成 19 年 5 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 10 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、野田市水道事業が発注する建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関し必要な事項を定める。

(公表の対象)

第 2 条 公表の対象は次のとおりとする。

- (1) 予定価格が 2 0 0 万円を超える建設工事に係る毎年度の発注の見通し
- (2) 次に掲げる建設工事等に係る入札及び契約の過程に関する事項並びに契約内容に関する事項（ただし、公表することにより、今後の入札等に影響を与えるおそれがある情報は除く。）
 - ア 予定価格が 2 0 0 万円を超える建設工事
 - イ 予定価格が 1 0 0 万円を超える委託業務
 - ウ 予定価格が 8 0 万円を超える賃貸借
 - エ 予定価格が 1 5 0 万円を超える物品購入

(発注の見通しに関する事項)

第 3 条 発注の見通しに関する事項にかかる公表は次に掲げる事項とする。

- (1) 工事の名称、工事場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札時期（随意契約の場合には契約締結時期）

2 前項に係る公表は次のとおりとする。

- (1) 公表の時期は 4 月及び 1 0 月とする。
- (2) 公表の方法は、次のいずれかの方法によるものとする。
 - ア. 水道事業管理者の指定場所において閲覧に供する方法
 - イ. インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) 指定場所において閲覧をしようとする者は、係員の承認を受けなければならない。また閲覧は執務時間中にしなければならない。
- (4) 公表期間は、公表した当該年度が終了する日までとする。
- (5) 閲覧の書類は、前項の場所以外へ持ち出しすることができない。

(入札及び契約の過程に関する事項)

第4条 入札及び契約の過程に関する事項にかかる公表は次に掲げる事項とする。

- (1) 野田市水道事業入札参加資格者名簿
- (2) 指名競争入札に係る業者選定基準
- (3) 一般競争入札の参加資格
- (4) 一般競争入札の参加者の商号又は名称及び参加させなかった者の商号又は名称とその理由
- (5) 指名競争入札の参加者の商号又は名称と指名選定理由
- (6) 工事の名称、場所及び種別
- (7) 入札者の商号又は名称と入札金額及び落札者の商号又は名称と落札金額
- (8) 低入札価格調査制度を適用した場合はその経緯
- (9) 総合評価方式を適用した場合のその理由及び落札者決定基準、落札者の決定理由、低入札価格調査制度を適用したときはその経緯
- (10) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (11) 法の趣旨により公表することが適当と思われる情報

2 前項に係る公表は次のとおりとする。

- (1) 公表の方法は、次のいずれかの方法によるものとする。
 - ア. 水道事業管理者の指定場所において閲覧に供する方法
 - イ. インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 指定場所において閲覧をしようとする者は、係員の承認を受けなければならない。また閲覧は執務時間中にしなければならない。
- (3) 公表期間は、当該入札の落札者が決定した日から当該入札の落札者が決定した日の属する会計年度の翌会計年度から5年とする。
- (4) 閲覧の書類は、指定場所以外へ持ち出しすることができない。

(契約の内容に関する事項)

第5条 契約の内容に関する事項にかかる公表は次に掲げる事項とする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 工事の名称、場所、種別及び工事の概要
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 契約金額
- (5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- (6) 契約金額の変更を伴う契約変更をしたときは、前第2号から第4号までの事項並びにその変更の理由

2 前項に係る公表は次のとおりとする。

- (1) 公表の方法は、次のいずれかの方法によるものとする。
 - ア. 水道事業管理者の指定場所において閲覧に供する方法
 - イ. インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 指定場所において閲覧をしようとする者は、係員の承認を受けなければならない。ま

た閲覧は執務時間中にしなければならない。

(3) 公表期間は、当該入札の落札者が決定した日から当該入札の落札者が決定した日の属する会計年度の翌会計年度から5年とする。

(4) 閲覧の書類は、指定場所以外へ持ち出しすることができない。

(様式)

第6条 第3条から第5条までの規定により公表するための書類は、遅滞なく作成し公表に供さなければならない。

2 公表するための書類の様式は別に定める。

(見積り合わせ結果の公表)

第7条 公表の対象金額以下となる少額随意契約（見積り合わせ）に係る参加者の商号又は名称と見積金額及び決定者の商号又は名称と決定金額については、執行担当課において、閲覧に供する方法により適宜公表する。

附 則

この要領は、平成13年6月6日から施行し、平成13年4月1日以後に執行した入札から適用する。なお、平成13年度の発注見通しの公表については、第3条の規定にかかわらずこの要領施行後遅滞なく公表するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降に契約を締結する入札等に適用する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、同日以降に行う入札又は見積り合わせから適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に行う入札又は見積り合わせから適用する。